

宗像市社会教育委員名簿（案）

任期：平成19年6月1日～平成21年5月31日

氏名	肩書き等
井上豊久（再任）	福岡教育大学教授
大島剛孝（再任）	日の里中学校PTA会長
木村秀子（新任）	むなかた市民大学ゆめおり事務局長
竹内裕二（新任）	東海大学福岡短期大学講師
田中一郎（再任）	自由ヶ丘南小学校校長
宮崎弘子（再任）	特定非営利活動法人むなかた子ども劇場常任理事
牟田貴美子（新任）	自由ヶ丘地区コミュニティ運営協議会青少年育成部会長

（五十音順）

○社会教育法（抜粋）

（社会教育委員の構成）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

第十六条 削除

（社会教育委員の職務）

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の定数等）

第十八条 社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。

○宗像市社会教育委員設置条例

（設置）

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条第1項の規定に基づき、本市に社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

（定数）

第2条 委員の定数は、15人以内とする。

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期満了の後も後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行う。

（委任）

第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。